

第34回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和8年5月25日（月）14時00分～15時18分

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1番：櫻井委員（会長職務代理）、2番：恩田委員、3番：平出委員、4番：中山委員、
5番：小島委員、6番：相良委員、7番：小野口委員、8番：佐藤委員（会長職務代理）、
9番：伊藤委員、10番：手塚（孝）委員、11番：手塚（敏）委員、12番：田崎委員、
13番：永岡委員、14番：吉澤委員、15番：福田委員、16番：伊澤委員、
17番：村田委員（会長）、18番：宇梶委員、19番：高橋委員（議席番号順）

会議経過

1 開 会

出席委員19名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、12番の田崎委員、13番の永岡委員の
両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページを御覧ください。
日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第1号から3号までの3議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は譲受人の営農に協力するため、譲受人は自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を贈与により取得し、キュウリ、ナス等の自家消費野菜を作付けする計画です。申請地は、住宅に囲まれた狭小な土地であり、今回の譲受人以外は利用できない土地であります。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は既に耕作している農地を取得するため、申請

地を贈与により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。農機具の調達状況は、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラクター2台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第3号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は相続した耕作できないため、譲受人は既に耕作している農地を取得するため、申請地を売買により取得し、ブロッコリー、栗を作付する計画です。農機具の調達状況については、トラクター1台、草刈機2台、ユンボ1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、3件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第1号から3号までの3議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第1号から3号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第4号から議案第7号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲渡人は相続した耕作できないため、譲受人は新たに農業経営を開始するため、申請地を売買により取得し、自然薯、蕎麦を作付する計画です。なお、譲受人は、自身が役員を務める法人において農作業の経験を有しております。農機具の調達状況は、トラクター1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は経営規模を縮小するため、譲受人は、議案第4号と同一人物であり、申請地を売買により取得し、こちらには梅を栽培する計画です。申請地に梅の木を植えることについて問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲渡人は譲受人の事業に協力するため、譲受人は保育所の農園として使用するため、申請地を売買により取得し、野菜を作付けする計画です。譲受人は、保育所の設置・経営を目的と

した社会福祉事業を行っており、本案件は、農地の権利移動の不許可の例外である「農地法施行令第2条第1項ハ」に規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」に該当いたします。農機具の調達状況は、管理機1台を所有しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第7号について御説明いたします。河内地区の申請です。賃貸人は、賃借人の事業に協力するため、賃借人は、障がい者の就労支援事業を行うため、申請地に10年間の賃借権を設定し、ハウスにて菌床しいたけを栽培する旨の申請です。賃貸人は、平成30年2月22日に設立された障がい者支援等を目的とした特定非営利活動法人です。本案件は、農地の権利移動の不許可の例外である「農地法施行令第2条第1項ハ」に規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」に該当いたします。申請地は、耕作可能な農地であることを確認していることから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、4件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第4号から7号までの4議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第4号から7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案書3ページを御覧ください。日程第2「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号から14号までの7議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に50年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和8年4月24日付で農振農用地から除外され、除外後

は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置される住宅」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に35年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、発電・売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。なお、本件は登記が山林であったため、農地法の許可を受けず、農地転用してしまっただけで、既に転用済みです。譲受人は、令和6年11月1日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、FIT法による売電を行うものではなく、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル192枚を設置し、年間発電量116.200キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み12円で計算しますと、経費を差し引いた年間の利益は73万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後パネルを設置、周囲は1.8メートル高のフェンス

で囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう年5回の除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費、施設整備等を全額グループ会社の資金により賄う計画で、グループ会社の金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、既に転用済みではありますが、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしていることから、追認許可はやむを得ないものと調査しております。

議案第12号について御説明いたします。雀宮地区の申請です。借受人は持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽による処理後に西側水路に放流し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等のうち、30万円を自己資金で残りの全額を融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則不許可とされておりますが、不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第13号について御説明いたします。城山地区の申請です。譲受人は現在石材業を営んでおりますが、現在使用している資材置場の返還を余儀なくされたことから、自宅隣接地である申請地を売買により取得し、資材置場として整備する旨の申請です。譲受人は会社法人の代表取締役として、平成27年に事業を開始し、主に石材業及び外構業を営んでおります。土地利用計画については、敷地内は砂利敷とし、工事用資材として大谷石、外構用ブロック、砕石等骨材のほか、営業車2台、2トントラック1台を置く計画です。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は自然浸透とするものです。資金計画については、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い区域内農地であることから、第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第14号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、現在の資材置場が手狭なため、申請地を売買により取得し、資材置場を整備する旨の申請です。譲受人は、平成15年7月31日に設立した法人で、宝木本町地内におい

て塩ビ管のリサイクル及び解体工事業を営んでおります。計画によると、現在、本社敷地が手狭であり、資材搬入の受け入れができない状態であることから、本社敷地から近距離に資材置場を整備する計画に至ったものです。土地利用計画については、一部転圧を行いながら敷地内全体を整地し、製品コンテナ・土砂・砕石・建設残土のほか、重機やトラックなどの車両を置く計画となっております。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地購入費及び造成費等、全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、7件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第8号から14号までの7議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第8号から14号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。4ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第15号から20号までの6議案について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第15号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、岩曾町において保育所を経営しておりますが、児童数の増加に伴い、既存の園庭が手狭なため、申請地を売買により取得し、園庭を整備する計画です。譲受人は昭和50年8月22日に設立した法人で、保育所の設置及び経営を主な目的としています。土地利用計画については、敷地内は砂敷きとし、申請地の周囲はフェンスで囲い、東側及び南側にある水路沿いにL型擁壁、西側の畑との間にはブロックで土留めをして、園庭として利用する計画です。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、造成費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、令和8年4月24日付けで農振農用地から除外し、除外後は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号について御説明いたします。豊郷地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請です。都

市計画法第34条14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号及び18号については、隣接する土地であり、関連する部分もあることから、併せて御説明いたします。豊郷地区の申請です。議案第17号の一般住宅を建築するにあたり、本家農家住宅敷地の一部分が農地に越境していることが発覚したため、議案第18号の農家住宅敷地拡張の是正申請と併せて、一般住宅を建築する申請に至ったものです。議案第17号は、譲受人は譲渡人の孫であり、都市計画法第34条14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。議案第18号は、借受人は貸付人の子であり、開発許可については農家住宅拡張のため適用除外となります。議案第17号の給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画で、資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。

議案第18号は、現在の農家住宅への進入路であり、特に整備する計画はなく、使用貸借であるため、費用もかかりません。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、いずれも、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号について御説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、持家がないため、申請地を売買により農地を取得し、宅地271.27平方メートルを同時利用して自己用住宅を建築する旨の申請です。都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第20号について御説明いたします。河内地区の申請です。借受人は、持家

がないため、申請地に使用貸借権 20 年を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の子であり、都市計画法第 34 条第 14 号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上水道に接続し、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第 2 種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第 5 条の許可要件を満たしていると調査しております。

以上、6 件について、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第 15 号から 20 号までの 6 議案について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。

議案第 15 号から 20 号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。5 ページを御覧ください。日程第 3 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第 21 号及び 22 号について、一括上程します。事務局から説明願います。

事務局 議案第 21 号について御説明いたします。清原地区における農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請です。転用事業者は、令和 6 年 3 月 29 日付けで、営農型太陽光発電施設を目的とした農地転用の許可を受け、施設を設置しましたが、太陽光パネルを支える柱の杭が、当初の仕様と違うことが発覚したことから、事業計画変更申請に至ったものです。変更内容については、申請地の地盤が軟弱であったことから、太陽光発電設備の支柱部分を杭のみで設置する仕様から、杭に加えて地中にコンクリート独立基礎を設置し、支柱の支持力を強化するものであり、転用面積の変更はありません。以上のことから、杭のみでは営農に支障をきたす恐れもあり、地中のコンクリート独立基礎の撤去についても容易に撤去が可能であることを確認していることから、事業計画変更の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

議案第 22 号について御説明いたします。瑞穂野地区における農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請です。転用事業者は、令和 7 年 1 月 28 日付けで、太陽光発電施設設置のための工事用搬入道路として、農地を一時転用する旨の転用の許可を受けましたが、今回、東京電力の送電工事が遅延したことから、事業計画変更申請に至ったものです。変更内容は、当初、令和 8 年 6 月 27 日までであった一時転用の期間を令和 8 年 12 月 31 日までに延長するものです。東京

電力の工事が進捗し、現在は資材搬入も進んでいることを確認していることから、事業計画変更の必要性及び実行性はあると判断し、変更はやむを得ないものと調査しております。

以上、2件について、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第21号及び22号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第21号及び22号について、「変更を許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第4「農地法第3条の規定による許可処分取消願について」、議案第23号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第23号は、瑞穂野地区の願出です。願出人は、経営規模拡大のため、所有権の移転に関する許可を令和6年4月26日付けで受けましたが、許可後、譲受人が病気により耕作ができなくなり、1度も耕作していない状況であることから、許可処分の取消願があったものです。願出地は、許可前の農地と変わらず、耕作可能な農地であることが確認できたことから、取消相当と認められるものと調査しております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第23号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第23号について、「許可処分を取消す」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。日程第5「農業振興地域整備計画の軽微な変更(用途区分の変更)に係る意見について」、議案第24号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第24号について御説明いたします。上河内地区の申出です。申出人はガス会社であります。農地を賃借しぶどうを生産する事業を併せて行う一般法人であり、現在は板戸町と今里町でぶどうを生産しています。今回、今里町の経営面積を現在の1.5ヘクタールから5ヘクタール増やし、6.5ヘクタールを営農するにあたって、人員や資材が必要となるため、今回の申出地に新たに従業員の駐車場や休憩所、資材置場等と整備する旨の申出です。申出地は、農業振興地域整備計画における農用地区域に該当することから、農業用施設用地への用途区分の変更が必要になりますが、今回の手続きは、農用地からの除外ではなく、農用地のまま用途だけを農業用施設用地とするものであり、周辺農地に係る営農条件に支障

を及ぼすおそれもなく、申出事由についても問題ないことから、農用地から農業用施設用地に変更することについて、問題ないものと調査しております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第 24 号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 24 号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。8 ページを御覧ください。日程第 6 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第 25 号から 12 ページ 118 号までの 94 議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。11 ページ議案第 111 号から 117 号までの 7 議案については、11 番委員の親族が代表を務める法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで 11 番委員に退出していただきます。

委 員 (11 番委員退出)

議 長 それでは、議案第 111 号から 117 号について、事務局の説明を願います。

事務局 日程第 6 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」御説明いたします。こちらは農地中間管理機構を通じた農地の賃借について、農業委員会に意見を求めるものです。議案第 111 号から 117 号は上河内地区の計画で 7 議案です。これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第 111 号から 117 号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 111 号から 117 号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案第 111 号から 117 号が終了しましたので、11 番委員に入室・着席していただきます。

委 員 (11 番委員入室・再開)

議 長 審議済の 7 議案を除く、議案第 25 号から 118 号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案番号 25 号から 9 ページ議案 60 号は平石地区の計画で 36 件です。

議案番号 61 号から 11 ページ 96 号は清原地区の計画で 36 件です。

議案番号 97 号から 101 号は瑞穂野地区の計画で 5 件です。

議案番号 102 号から 105 号は雀宮地区の計画で 4 件です。

議案番号 106 号から 107 号は城山地区の計画で 2 件です。

議案番号 108 号から議案 109 号は国本地区の計画で 2 件です。

議案番号 110 号は豊郷地区の計画です。

議案番号 118 号は河内地区の計画です。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 審議済の 7 議案を除く、議案第 25 号から 118 号について、質疑願ひます。
委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。審議済の 7 議案を除く、議案第 25 号から
118 号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。13 ページを御覧ください。日程
第 7 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進
計画作成の要請について」、議案第 119 号から 121 号までの 3 議案について、
一括上程します。事務局から説明願ひます。

事務局 日程第 7 「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積
等促進計画作成の要請について」御説明いたします。こちらは農地中間管理機構を
通じた農地の売買について、農業委員会にて要請の審議をおこなうもので、8 月か
ら所有権の移転を予定しております。

議案第 119 号は、清原地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、氷室
町の田 2 筆、計 3, 437 平方メートルを売買により取得するものです。

議案第 120 号は、清原地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、上籠
谷町の田 3 筆、畑 1 筆、計 22, 532 平方メートルを売買により取得するもので
す。

議案第 121 号は、河内地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、逆面
町の田 1 筆、1, 149 平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である栃木県農業振興公社が行う農地売買
等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転
の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画
であると調査しております。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第 119 号から 121 号について、質疑願ひます。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第 119 号から 121 号について、「計画

作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。14ページを御覧ください。日程第8「令和9年度農業関係税制改正に関する要望（案）について」、議案第122号を上程します。事務局から説明願います。

事務局 日程第8「令和9年度農業関係税制改正に関する要望（案）について」御説明いたします。まず、この要望の目的ですが、国において毎年行っている農業経営に係る税制改正について、令和9年度の改正に向けた要望を提出するものです。次に、要望書の作成に当たっては、前年度の要望内容について農業委員・農地利用最適化推進委員より提出いただいた調査票を取りまとめ、表のとおり継続の要望が多数であったことから、改正内容を踏まえて15ページの「令和9年度農業関係税制改正に関する要望（案）」を作成しました。税目の順番が昨年度と異なっていますが、これは全国農業会議所から国への要望書の税目の順番に合わせたものです。「1 所得税について」から「6 固定資産税・都市計画税について」の（2）まで昨年度の要望事項に今年度の改正内容を加味した形で作成しました。新規の要望として、固定資産税に関して農地中間管理機構関連農地整備事業に関連する要望で「6 固定資産税・都市計画税について」の（3）を加えています。新規の要望ですが、担い手への農地の集積・集約化のため、農地中間管理機構関連農地整備事業の事業実施範囲内の全農地を農地中間管理機構へ貸付けた場合にも、前記（2）と同様に、当該農地に係る固定資産税の軽減措置の適用を要望するものです。14ページにお戻りください。今後のスケジュールにつきましては、この定例総会において要望事項を決定し、栃木県農業会議へ提出する予定です。

以上、御審議よろしく願いいたします。

議長 議案第122号について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第122号について、「原案のとおり決定する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。それでは報告事項に入ります。事務局より報告願います。

[事務局より報告第1から報告第8まで一括で報告する。]

議長 議案の審議は全て終了しましたので、以上で第34回定例総会を閉会いたします。

（閉会 15時18分）